

土木工事における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領

(令和4年5月16日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、近年の夏季における猛暑日等の気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費として現場管理費を補正することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基準日 原則として工事着手日をいう。なお、工事着手とは、宮城県土木部共通仕様書によるものとする。
- (2) 工期末 原則として完成通知書（契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年3月31日市長決裁）別表第3に規定する工事請負契約書の仙台市工事請負契約約款第31条に規定する通知をいう。）又は完成届（契約事務の取扱いに関する要綱別表第3に規定する業務委託契約書第19条又は第20条に規定する業務完了届をいう。）に記載のする工事完成日をいう。
- (3) 工期 基準日から工期末までの期間をいう。
- (4) 休工期 現場閉所の日をいう（悪天候等により現場閉所となった場合を除く。）。
- (5) 真夏日 作業時間帯で、気象庁が公表している地上気象観測所の気温が30度以上の日又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25度以上の日のうち、休工期を除いた日をいう。

(対象工事)

第3条 この要領の規定による現場管理費の補正の対象となる工事は、土木工事標準積算基準書等を用いて積算した全ての土木工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事で、かつ、令和4年4月18日以降に予定価格を算出する工事を対象とする。

(補正方法)

第4条 現場管理費の補正は、工期中に占める真夏日の割合である「真夏日率」を求め、これに補正係数を乗じることで「補正率」を算出し、現場管理費率に加算することにより行うものとする。なお、補正は、変更設計書作成時点で行うものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率 (\%)}} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

少数第3位四捨五入、少数第2位止め

$$\boxed{\text{補正率 (\%)}} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

少数第3位四捨五入、少数第2位止め

※：補正係数は1.2とする。

(実施方法)

第5条 発注者は、特記仕様書にこの要領の対象工事である旨を明示するものとする。

2 受注者は、この要領に基づく設計変更を希望する場合は、発注者に対し、対象工事の「基準日」、「工期末」及び「真夏日」について工事打合せ簿により報告するものとする。この場合において、「工期末」については、契約変更手続期間等を踏まえ、受発注者間の協議により事前に決定するものとし、「真夏日」の集計においては、(一財)建設物価調査会が運営する「熱中症対策に資する現場管理費の補正額 算出サイト (<https://nechusho.kensetu-navi.com/>)」を使用することができるものとする。

3 発注者は、前項前段の規定による受注者の報告があった場合は、前条に規定する方法により現場管理費の補正を行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月16日から実施する。

附 則 (令和5年9月21日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和5年10月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価(仙台市が仙台市設計基準策定委員会での審議を経て、策定又は改定する単価をいう。)を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年3月21日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この改正の実施の日以後に策定又は改定した仙台市単価(仙台市が仙台市設計基準策定委員会での審議を経て、策定又は改定する単価をいう。)を用いて予定価格を算出した工事から適用し、同日前の仙台市単価を用いて予定価格を算出した工事については、なお従前の例による。